

平成29年度第1回新潟市障がい者施策審議会 会議議事録【確定】

○日 時：平成29年8月18日（金）午前10時00分～正午

○会 場：新潟市役所本館3階 対策室1～3

○出席者

- ・ 委 員：松永会長代理、石川委員、富田委員、高井委員、丸山委員、佐藤委員、片桐委員、
宇治委員、多賀委員、本間委員、松井委員、有川会長、布施委員、広岡委員 計
14名（欠席委員：熊谷委員）
- ・ 関係課：こども政策課、こども家庭課、こころの健康センター、各区健康福祉課
- ・ 事務局：障がい福祉課長、障がい福祉課長補佐、障がい福祉課職員5名

○傍聴者：8名

1. 開 会

（司 会）

ただ今から「平成29年度 第1回 新潟市障がい者施策審議会」を開会いたします。本日は、お忙しい中、審議会にご出席いただきありがとうございます。私は、本日の進行をつとめます、障がい福祉課課長補佐の佐藤と申します。よろしくお願いいたします。

まず開会に先立ちまして、本日は、当会議の今年度初回の会議となりますので、会議の公開及び議事録の取り扱いについて、ご説明いたします。まず、会議の公開についてですが、本市の指針により、会議は原則として公開することとしておりますので、この会議についても傍聴が可能となっています。次に、報道機関についてですが、報道機関による取材が入る場合がございます。そして、会議の内容についても、市の指針により、議事録を作成し、後日、ホームページなどで公開することとなっておりますので、よろしくお願いいたします。また、議事録作成のため、録音をご了承いただきますとともに、ご発言の際には、職員がマイクをお持ちしますので、お手数ですが挙手をお願いします。

本日は、報道機関が取材においでです。なお、撮影については、議事に入るまでの間のみ、ご了承くださいようお願いします。

会議に入る前に、配付資料の確認をお願いいたします。はじめに、事前にお送りしたものと、

- ・ 本日の次第
- ・ 出席者名簿

- ・【資料 1】 第 3 次新潟市障がい者計画進捗状況
- ・【資料 2】 第 4 期新潟市障がい福祉計画数値目標達成状況
- ・【資料 3】 第 4 期新潟市障がい福祉計画のサービス見込み量に対する実績について
- ・【資料 4】 第 5 期障がい福祉計画及び第 1 期障がい児福祉計画について
- ・【資料 5】 障がい福祉施策に関するアンケート調査について
- ・【参考資料 1】 新潟市障がい者施策審議会について
- ・【参考資料 2】 新潟市障がい者施策審議会条例
なお、参考資料の 1, 2 は当審議会の設置にかかる法的根拠をお示ししたものです。
- ・【参考資料 3】 第 3 次新潟市障がい者計画・第 4 期新潟市障がい福祉計画（概要版）
- ・【参考資料 4】 平成 29 年度障がい福祉関連予算について
- ・【参考資料 5】 共生のまちづくり条例に係る周知状況等について

以上の 12 点となっています。また、本日、机上配付したものととして、

- ・ 座席表
- ・ 新潟市障がい者施策審議会に対する意見について

のほか、事前送付の【参考資料 4】の差し替え資料を配布させていただきました。以上となりますが、お手元にございますでしょうか。

2. 福祉部長挨拶

(司会)

それでは、開会にあたりまして、佐藤福祉部長より、ごあいさつ申し上げます。

(佐藤福祉部長)

皆さま、おはようございます。新潟市福祉部長の佐藤でございます。

皆さまには日頃から、様々な機会を通じまして新潟市の障がい福祉施策に、ご支援をいただきまして、誠にありがとうございます。また、今回、委員の改選が行われ、皆さまには委員にご就任いただきました。よろしくお願い申し上げます。

この新潟市障がい者施策審議会は、障がい者施策全般について審議する市の合議制の機関でございます。主な所管事務としては、障害者基本法に定める「障がい者計画」、障害者総合支援法に定める「障がい福祉計画」という 2 つの計画を策定し、計画の進捗状況の監視、推進する場として、非常に重要な機関となっております。本日が平成 29 年度の第 1 回目の会議となりますが、今年度は平成 30 年度からの「第 5 期障がい福祉計画」及び「第 1 期障がい児福祉計画」を策定する年度ということで、非常に重要な年度となっております。予定では 1 年間で 4 回、この審議会を開催する予定でありますので、よろしくお願いいたします。

さて、本市では昨年4月に「新潟市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例」を施行し、障がいや障がいのある人への理解を深めるため、研修会の実施やイベントでの周知など、様々な場面で周知・啓発を行ってきました。しかしながら、これまでに調整委員会を開催するということまでは至っておりませんが、約60件の障がいを理由とした差別相談が寄せられたという事実がございます。我々としても、これからより一層、取り組みの強化を図っていかなければいけないと思っております。委員の皆さまからも、周知させていただける機会がございましたら、伺わせていただきますので、ぜひ積極的なご協力をお願いいたします。

最後になりますが、皆さまから忌憚ないご意見をいただき、本市の障がい福祉施策の充実に、我々も取り組んで参りたいと思っておりますので、本日はよろしく願いいたします。

3. 自己紹介

(司会)

次に、本日の委員の出席状況でございますが、熊谷委員から欠席のご連絡をいただいております。15名の委員のうち、14名の委員の方々が出席されており、過半数に達しておりますので、新潟市障がい者施策審議会条例第5条第2項の規定により、この会が成立していることをご報告いたします。

続きまして、次第の3「自己紹介」になりますが、この審議会の委員任期は3年間となっております。今年3月26日に前委員の任期満了を迎え、3月27日から新たに今回お集まりの皆さまに当審議会の委員にご就任いただいております。ご就任後、今回が初めての審議会となりますので、委員の皆さま全員から簡単に自己紹介をいただきたいと思っております。それでは、松永委員から順に、自己紹介をお願いします。

(松永委員)

おはようございます。松永秀夫です。所属は新潟県視覚障害者福祉協会です。私は全盲ですので、資料をデータでいただきました。会議中はパソコンを見ながら参加させていただきますので、よろしく願いいたします。

(富田委員)

おはようございます。富田洋子と申します。手をつなぐ育成会に所属しておりまして、今、息子が高校3年生で重度自閉症児ですので、学齢部の担当をしております。よろしく願いいたします。

(高井委員)

今回初めて出席させていただきます、精神障がい者家族会のにいがた温もりの会の高井です。普段は地域活動支援センターの施設長をやっております、地域の精神障がいを持っていらっしゃる方の支援を行っております。よろしく願いいたします。

(丸山委員)

発達障がいの方の就労移行をメインにやっておりますにいがた・オーティズム スタンバイの丸山でございます。今回で3年目ということで、前回に引き続き担当させていただきます。よろしくお願いいたします。

(佐藤委員)

新潟市身体障害者福祉協会連合会の会長をしております佐藤と申します。私は足が不自由なもので、皆さんには何かとご迷惑をおかけするかと思いますが、よろしくお願いいたします。

(片桐委員)

おはようございます。全国パーキンソン病友の会新潟県支部の片桐朝子と申します。200名あまりの会員で、一步步けばパーキンソンの病気の方がいるのに、まだまだ会員が増えなくて、一生懸命頑張っております。よろしくお願いいたします。

(宇治委員)

おはようございます。新潟市しなの福祉会のあどばんすという就労支援を行っている事業所の施設長をしております宇治と申します。よろしくお願いいたします。

(多賀委員)

おはようございます。新潟みずほ福祉会の障害者支援施設みのり園の多賀と申します。今回も引き続き入所部門の担当をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

(石川委員)

みなさん、おはようございます。初めて委員になりました、NPO法人新潟市ろうあ協会の厚生福祉部長の石川順子と申します。皆さん、よろしくお願いいたします。協会の意見をとりまとめ、この審議会に反映させていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

(本間委員)

おはようございます。新潟市障がい者基幹相談支援センター秋葉で相談員をしております、本間康子と申します。日頃、たいへん皆様にはお世話になっております。新潟市の基幹相談支援センターを代表して委員にさせていただきました。初めて委員をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

(松井委員)

おはようございます。新潟市歯科医師会の松井と申します。私も初めて委員ですので、分からないこともありますが、よろしくお願いいたします。

(有川委員)

新潟大学の有川です。私は、教育学部で特別支援学校教員の養成に携わっております。専門は障がい心理学なんですけれども、今は非常に多様なものに対応しなければいけなくなってきておりますので、私もこの審議会ですばせていただきたいと思います。どうぞよろしく

お願いいたします。

(布施委員)

おはようございます。ハローワーク新潟の布施でございます。昨年の4月から2年目となります。どうぞよろしくお願いいたします。

(広岡委員)

おはようございます。新潟市障がい者地域自立支援協議会で会長をやっております広岡と申します。普段は知的障がい児者の支援を行っている法人の理事長と施設長をやっております。よろしくお願いいたします。

(司会)

ありがとうございました。また、事務局につきまして、配布しました出席者名簿の裏をご覧ください。この体制で進めてまいりますのでよろしくお願いいたします。

4. 議事

(司会)

続きまして、これより議事に移らせていただきますが、会長が選出されるまでは、司会の方で、議事を進行させていただきます。

まず、本日の議事の流れですが、最初に会長・会長代理の選出を行い、その後、現行の第3次障がい者計画・第4期障がい福祉計画の振り返り、次に今年度策定する第5期障がい福祉計画および第1期障がい児福祉計画についてご審議をいただき、最後に6月から7月にかけて実施した「障がい福祉施策に関するアンケート調査」の調査結果についてご説明させていただきます。

概ねの時間配分ですが、(1)から(5)の議事全体として、90分程度を予定しております。

残りの時間は、報告事項に充てさせていただきます、最終的に正午までに会議を終えたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします

4. 議事(1) 会長の選出

(司会)

それでは、はじめに、議事の「(1) 会長・会長代理の選出」ですが、当審議会の会長は、施策審議会条例第4条の規定により、委員の互選により決定することとなっております。委員の皆さまいかがでしょうか。

(多賀委員)

新潟大学の有川委員が適任と思われれます。有川委員は、障がい児療育の専門家としてだけではなく、教育、福祉など幅広い分野に精通しており、この審議会を十分にまとめられる方だと

思いますので、会長に適任と思われれます。

(司会)

ただいま、多賀委員から有川委員を推薦したいとのご発言がありましたが、いかがでしょうか。

(異議なし)

(司会)

皆さまのご賛同によりまして、会長は有川委員に決定いたしました。それでは、会長に選出されました有川会長におかれましては、会長席へお移りいただき、一言ご挨拶をお願いします。

(有川会長)

ただいまご推薦いただきました有川です。大変重責のある役に就くことになって、非常に緊張しておりますけれども、皆様のお力添えをいただきながら、議事を進めて参りたいと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

(司会)

ありがとうございました。それでは、ここからの議事については、会長に進行をお願いいたします。

(有川会長)

それでは、次第にしたがいまして議事を進めさせていただきます。議事(1)では会長のほか会長代理も選出することとなっています。施策審議会条例第4条第3項により、会長代理は会長が指名することになっています。私は会長初年となり、全く経験がございません。できれば、審議会設立当初から委員として就任されております、経験豊富な松永委員を会長代理をお願いしたいと思っておりますが、松永委員、いかがでしょうか。また他の委員の皆さまいかがでしょうか。

(拍手)

(有川会長)

ありがとうございました。これで議事の(1)会長・会長代理の選出が終了しました。この協議会については、各委員から忌憚のないご意見、積極的なご発言をいただきながら、充実した審議をしていきたいと考えておりますので、委員の皆様方よろしく願いいたします。

4. 議事(2) 第3次障がい者計画の進捗状況について

議事(3) 第4期障がい福祉計画数値目標達成状況について

(有川会長)

それでは、次の議事に進みます。(2) 第3次障がい者計画の進捗状況についてと(3) 第4期障がい福祉計画数値目標達成状況については、関連がありますので、一括して取り扱いたいと思います。資料については、事前に読まれていることと思いますが、事務局から簡単に説明をお願いしたいと思います。

(障がい福祉課 田中課長)

それでは、議事の(2)と(3)について、ご説明いたします。私からは概要について説明し、詳細については後程担当から説明させます。

参考資料3をご覧ください。これは現行の計画である「第3次新潟市障がい者計画」と「第4期新潟市障がい福祉計画」の概要版の冊子です。これら2つの計画は、「障がい者計画」が基本計画、「障がい福祉計画」が具体的な数値目標を示した実施計画のような関係と考えていただくとわかりやすいと思います。

それではまず「第3次障がい者計画」からご説明します。1ページをご覧ください。

「計画の位置づけ」ですが、障がい者計画は、「障害者基本法第11条第3項」の規定に基づく「市町村障害者計画」であり、本市の障がい者施策の基本的方向性を定めるものです。次に「基本理念」として、障がいの有無にかかわらず、全ての市民が互いに人格と個性を尊重し合いながら、安心して暮らすことのできる共生社会を目指しており、この基本理念をもとに3つの「基本目標」を定めています。

1つ目は「地域生活の支援体制の充実」、2つ目は「自立に向けた支援と療育・教育の充実」、3つ目は「地域社会の障がいに関する理解の促進」です。「計画の期間」については、平成27年度から平成32年度までの6年間としています。

次に2ページをご覧ください。「計画の構成」です。先ほどご説明した「基本理念」、「基本目標」のもと、「1 地域生活の支援」から「6 啓発・広報活動の推進」まで、保健、医療、雇用、教育、生活環境、危機管理、広報など幅広い分野にわたる総合的な計画となっております。

続いて「第4期新潟市障がい福祉計画」についてご説明します。6ページをご覧ください。

「計画の位置づけ」ですが、障がい福祉計画は、障害者総合支援法第88条第1項の規定に基づく、「市町村障害福祉計画」であり、本市の障がい福祉サービスの基盤整備を計画的に進めていくためのもので、先ほどの「障がい者計画」と整合性のある計画となっております。

次に、7ページの一番上をご覧ください。第4期計画の期間は、平成27年度から平成29年度までの3年間となっております。今年度で計画期間が終了します。そこで、今年度中に、現行計画を見直し、平成30年度以降の計画を策定するものです。

次に「平成29年度の数値目標」についてですが、この障がい福祉計画では、7ページ3行目以降のとおり、「1 福祉施設の入所者の地域生活への移行」、「2 地域生活支援拠点の整備」、「3 福祉施設からの一般就労への移行等」について、平成29年度末時点における具体的な

数値目標を定めています。

また、9ページから12ページ、各種サービスについて、3年間の指標として年度ごとのサービス見込み量も設定されております。以上で、第3次障がい者計画と第4期障がい福祉計画の全体像についてご説明させていただきました。計画の進捗状況等については、担当から説明させます。

(障がい福祉課 高橋管理係長)

それでは、各計画の進捗状況・達成状況についてご説明します。資料1・2・3を使いますので、少々時間がかかりますがご了承ください。

資料1をご覧ください。「第3次障がい者計画」の実施状況に関する資料です。

この計画は、取り組みの基本的方向性を定めたものであり、数値目標は定めておりません。本市ではこの方向性に沿って各種取り組みを実施しており、現状、概ね計画通りに進んでいると言える状況です。ここでの説明は、計画の進捗状況というより、どのような取り組みを行っているか、大きな動きのあったものなどを中心にご紹介いたします。また、障がい福祉計画の内容は多岐にわたり、すべてをここでご説明することは時間的に難しいため、あらかじめ目を通していただいたという前提で、かいつまんでご説明させていただきます。

1ページをご覧ください。「1 地域生活の支援」のうち、「1 相談支援体制の充実」の項目では、①から⑥まで、相談窓口の運営や関係機関の連携による支援体制の充実などの取り組みを行いました。特に①「障がいのある人が、身近なところでいつでも相談や情報提供を受けやすい体制の整備」では、平成27年度から市内4カ所で基幹相談支援センターを本格稼働させ、障がい種別や年齢等を問わず、あらゆる相談に対応し総合的な支援を行っております。また、平成28年4月の「新潟市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例」の施行を受け、障がい等を理由とした差別相談にも対応するため、同センターに相談員を2名増員し、体制の強化を図りました。

また、③「発達障がいへの支援について、乳幼児期から学校、卒業後の就労への途切れない支援体制の強化」では、発達障がいの支援で大変重要な早期発見・早期支援の充実に向け、保育士を対象とした発達支援コーディネーターの養成研修を実施しております。なお、この事業は、今年度から新設されたこども未来部に業務移管され、保育園等との連携がよりしやすい体制に移行しました。

2ページをご覧ください。「2 在宅サービスの充実」では補装具費の支給や日常生活用具の給付などを行っています。特に、日常生活用具の給付では、平成28年度から品目を追加し、視覚障がい者にも使いやすい「地デジラジオ」の給付を新たに開始いたしました。

「3 経済的な支援」では、特別障がい者手当など各種手当の支給やタクシー利用助成など移動にかかる費用の助成を行っています。

下段の「4 サービス基盤の充実」では、障がい者の地域生活における居住の場となるグループホームについて、整備費用の補助や運営費の補助に力を入れています。

3ページをご覧ください。「5 地域生活を支える人づくり」では、精神障がいのある人やその家族による当事者活動の支援、支援者・団体・サービス事業者のネットワークづくりを行っています。

次の「6 スポーツ・文化活動の振興および余暇活動の支援」では、障がい者のスポーツ活動や社会参加機会の確保に向けた取り組みを行っています。なお、障がい者スポーツに関しては、2020年オリンピック・パラリンピックを控え、競技スポーツの範囲をスポーツ振興課に業務移管しました。これにより、スポーツに本格的に取り組む障がい者への支援がよりしやすくなることが期待されます。障がい福祉課では、障がい者スポーツを普及させる、すそ野の拡大に向けた取り組みを行っています。

下段の「7 情報提供・コミュニケーション支援の充実」では、手話通訳や要約筆記ができる奉仕員の養成・派遣など、意思疎通の支援に関する事業を行っています。なお、手話通訳については、従来の奉仕員養成に加え、今年度から、より高度な技術を有する「通訳者」の養成講座を開始し、さらに取り組みを拡充しました。

4ページをご覧ください。ここからは「2 保健・医療・福祉の充実」の項目です。「1 障がいの予防と早期の気づき・早期の支援」では、乳幼児健康診査等の実施や相談体制を充実させる取り組みを実施しています。

下段の「2 医療およびリハビリテーションの充実」では、医療サービスを安心して受けられるよう、各種医療費助成などを実施しています。

次に5ページ上段、「3 精神保健と医療施策の推進」では、①精神科医療機関や障がい福祉サービス事業所等を含めた実効性のある連携体制の構築や、②の自殺対策、③の新たな長期入院者を生まない体制づくりなどを進めています。

下段からは「3 療育・教育の充実」の項目です。「1 就学前療育の充実」では、①身近な地域で専門的療育が受けられるよう体制の整備として、4カ所の基幹相談支援センターに障がい児コーディネーターを配置するなどの取り組みを行っています。

また、③保育所における療育体制の充実では、本市の療育の中核的機関である児童発達支援センターにおいて、巡回支援専門員が保育園等を巡回支援し、保育士や保護者に助言等を行う支援を実施しています。

6ページをご覧ください。「2 学校教育の充実」では、個々の児童・生徒のニーズに応じた特別支援教育として、小中学校の特別支援学級など、多様な学びの場を整備しています。

また、特別支援教育コーディネーターを各学校に配置し、児童生徒の発達や学習に関する支援の連絡調整を行うなどの取り組みや、一人ひとりの特性やニーズに応じた指導・支援のため

の「個別の教育支援計画」の策定などを行っています。

下段からは「4 雇用促進と就労支援」の項目です。「1 雇用促進と一般就労の支援」としては、①ですが、障がい者就業支援センター（こあサポート）において、一人ひとりの障がい特性に応じた、相談から定着までの伴走型支援を実施しています。

また、②の障がい者雇用を行う企業等の支援として、障がい者雇用奨励助成金の交付や、障がい者雇用支援企業ネットワーク「みつばち」と連携したセミナー等の実施を行っています。

7ページ上段も「1 雇用促進と一般就労の支援」の続きです。資料に誤りがありましたので、申し訳ありませんが修正をお願いします。①、②の項目を、③、④としてくださるようお願いいたします。

③では、農業など本市の特性を活かした職域の拡大として、「あぐりサポートセンター」による農家と障がい者のマッチングや、施設外就農を委託した農家への委託費用の助成など、農福連携に向けた取り組みを行っています。

7ページ下段の「2 福祉施設等への就労の支援」では、25施設が参加する「まちなかホットショップ」を活用し、授産製品の販路拡大を行っているほか、市の各課に対し、物品等を調達する際に障がい者施設や障がい者を多数雇用している事業者から優先的に調達するよう働きかけるなどの取り組みを行っています。

8ページの説明は省略させていただきます。

9ページをご覧ください。上段、下段とも、「障がいを理由とした差別の解消及び権利擁護の推進」に関する項目です。ここでの取り組みとしては、まず、「新潟市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例」の制定が大きな成果であり、現在、この条例の周知啓発に力を入れています。

また「2 権利擁護の推進」として、差別相談対応や、成年後見制度の利用促進、虐待防止事業を推進するとともに、

9ページ下段になりますが、障がいや障がいのある人に対する理解を深めるための取り組みを行っております。以上で、第3次障がい者計画の実施状況についての説明を終わります。

続けて、第4期障がい福祉計画の数値目標達成状況についてご説明します。

資料2をご覧ください。第4期障がい福祉計画では、5つの数値目標が設定されています。

1つ目が、「福祉施設の入所者の地域生活への移行」で、国の指針に従い、平成25年度末の施設入所者数を基準として、平成29年度末までにその22%にあたる139人を地域生活に移行させるという目標になっています。この数値は、第3期計画の未達成分63人が上乘せされたものとなっており、非常に厳しい目標です。

(2) 実績は累積数値で、実際の移行者数は平成27年度が13人、平成28年度はわずか

8人となっており、今年度での目標達成は困難な状況です。要因としては、施設入所者の高齢化や障がいの重度化が進んでいることが挙げられ、退所理由の多くが入院や死亡となっています。

施設入所者の地域生活移行については、居住の場となるグループホームの確保が重要という考えから、先ほど第3次障がい者計画でもご説明したとおり、グループホーム整備には特に力を入れております。ここ数年で受け入れ可能な定員数もかなり拡大しておりますが、グループホームがあってもなかなか移行にはつながらず、大きな課題となっております。

一番下の表は、施設入所者数の推移です。退所があっても、待機者が入所するため、横ばいが続いています。

次に2ページをご覧ください。2つ目の数値目標は、「地域生活支援拠点の整備」です。この目標は、今年度末までに地域生活支援拠点をすくなくとも1カ所整備するというものですが、本市においては、整備に向けた検討を行っておりますが、様々な課題がある状況にあります。ただ、整備が進まない状況は全国的に同様のため、後程、次期計画に関連して説明がありますが、国も目標年度を変更する方針を示しています。

3つ目の数値目標は、「福祉施設から一般就労への移行」です。これは、平成29年度の一般就労移行者を123人にすることを目標とするもので、平成24年度の一般就労移行者61人の2倍以上にするという考えで設定されています。これまでの実績としては、平成27年度が116人、平成28年度が140人となっており、今年度、同等の実績が出れば達成できる可能性があると考えています。

3ページ上の推移をご覧くださいと、一般就労移行者が徐々に増加している状況がわかります。

4つ目の数値目標は、「就労移行支援事業の利用者数」です。これは、平成29年度の就労移行支援事業の利用者数を265人とするのを目標とするもので、平成25年度の実績164人を基準とし、6割以上増加させるという考え方で設定されています。

実績は、平成27年度が174人、平成28年度が154人と、平成26年度から減少が続いており、同じ傾向が続けば達成は難しいと思われます。要因としては、就労継続支援A型事業所の増加や、就労支援機関の利用など、利用者の選択肢が増えたことが挙げられます。

4ページをご覧ください。5つ目の数値目標は「就労移行率3割以上の事業所の割合」です。

これは、平成29年度において就労移行支援を行う事業所のうち、就労移行率3割以上の事業所の割合を50%にするというものです。実績は、平成27年度が57.1%、平成28年度が52.4%と、50%台を維持しています。達成に向け、就労移行支援事業所の支援機能向上や、受け入れ先となる民間企業等の、障がいへの理解促進を図ってまいります。以上で、障がい福祉計画の数値目標達成状況の説明を終わります。

続けて、「第4期障がい福祉計画のサービス見込み量に対する実績について」説明します。資料3をご覧ください。第4期障がい福祉計画では、先ほどご説明した5つの数値目標のほか、61項目の各種サービスについて、サービス提供の見込み量を年度ごとに設定しています。

表の中でご覧いただきたいのは、右から3つ目の列、「達成状況に応じて1～5の数字を入力」という欄です。ここは、設定した見込み量に対して、28年度実績としてどの程度達成できているかを5段階評価で表した欄で、

- ・ 5は100%以上達成しているもの
- ・ 4は80%～100%未満の達成率
- ・ 3は60%～80%未満の達成率
- ・ 2は60%未満の達成率
- ・ 1はその他として特殊な状況にあるものを表しています

61項目のうち、達成状況「5」のものは28サービス、達成状況「4」のものは17サービスで、全体の約4分の3（74%）に相当する45サービスについては、設定した見込み量を概ね提供できているという状況です。

残り約4分の1のうち主なサービスの状況についてご説明します。

1ページの上から5つの事業は訪問系のサービスですが、全体的に達成状況が低くなっています。これらは、ヘルパー人材の確保が課題となっています。

達成状況1となっている重度訪問介護については、実施している事業者がない状況ですが、他のサービスを組み合わせれば同等の支援を受けられるため、必要度は高くないと考えております。

下から2番目の短期入所の医療型については、実施できる事業所が医療機関に限られるため、事業所確保が難しいことが課題です。

2ページをご覧ください。上から2つ目の就労移行支援は達成状況が3となっていますが、先ほど数値目標達成状況でご説明したように、就労移行者の数は概ね目標に近い数字を達成している状況です。これは、就労継続支援A型事業所の増加や、他の就労支援機関など、利用者の選択肢が増えたことで、相対的にこのサービスの利用者が増えないものと考えられます。第5期計画でのサービス見込み量は、このあたりも考慮して設定していく必要があります。

3ページをご覧ください。中ほどの保育所等訪問支援は達成状況1ですが、現在、実施する事業所がない状況です。国も今後推進していく考えを示しているため、今後、サービス提供のあり方も含めて検討していく必要があります。

5ページをご覧ください。上から4つ目の要約筆記者養成研修事業は、達成状況3ですが、現在登録している奉仕員に働きかけ、より高度な技術を有する要約筆記者の養成を進めて行き

ます。

下から4つ目の福祉ホーム事業については、現在市内で1ヵ所だけ福祉ホームが残っていますが、グループホーム事業への移行を促しているところです。

以上、達成状況の低いもののうち、主なものについてご説明しました。以上で説明を終わります。

(有川会長)

ありがとうございました。ただいま、事務局より説明がありましたが、お聞きになりたいことや、ご意見はありませんか。はい、丸山委員お願いします。

(丸山委員)

就労移行支援事業所の利用者が減ってきていると説明がありましたが、その主な理由として、A型事業者が増加しているんだと、必ずしも就労移行支援事業ではなくてもいいんだと説明がありましたが、確かにそれも要因の一つだと認識していますが、それだけはないと思っています。私たちが相談を受ける発達障がいのある方というのは、数字上の数よりもっと多くいると思います。そういった方たちの相談を受ける部署、今ですとJOINさんしかないわけですね。発達障がいのある方の就労移行支援事業に繋げるような相談支援を行っている方は実質2人しかいません。このマンパワー不足と言うものを行政として、しっかりと吟味する必要があると思います。他にも基幹相談支援センターを4ヶ所設置していただいて相談にも乗っていただいておりますが、専門性というものを考えますと、やはりJOINさんが重要になってきますし、例えば、JOINさんのような機能をもつものをもう一つ西の方に設置して頂くなど、検討してもらえると有難いなと思います。

(有川会長)

はい、ありがとうございました。事務局の方から何かございますでしょうか。

(事務局 田中障がい福祉課長)

貴重なご意見ありがとうございました。これから検討していくうえで、今のご意見を参考とさせていただきますながら、検討して参りたいと思います。

(有川会長)

ありがとうございます。他にご意見等、ございますでしょうか。

(本間委員)

資料3の2ページ目、相談支援の達成状況のところ「5」で「110%」となっており、達成されているという説明がありました。基幹相談支援センターで実際に相談を受けている現場として、計画相談の体制整備が足りているのかなど、ジレンマを感じながら仕事をしておりますので、計画上のサービス見込み量としましては、概ね達成されているという状況だと思

ますが、質の向上とか、現時点でマンパワーもぎりぎりのところにきていると思いますので、これから新たにサービスを利用したい方の計画相談を行う人が見つからないという状況が今後想定されますので、その辺についてもご検討いただきいただきたいと思っております。

(有川会長)

ありがとうございます。今のご意見について、事務局いかがでしょうか。

(事務局 杉本介護給付係長)

本間さんから今おっしゃっていただいた現状は事務局でも重々承知しております。二十一大都市心身障害者（児）福祉主管課長会議という政令指定都市＋東京都が集まる会議の中で、7月に国に対して、その部分について、来年度の報酬改定の中で検討するよう要望してきたところでございます。これからも関係機関と協力しながら、検討していきたいと思っております。

(有川会長)

他にございませんでしょうか。

(富田委員)

グループホームの達成状況のところ「4」と数字上では概ね達成されており、たくさん建てていただいておりますが、今手元に「新潟市のグループホーム実績」というデータがございまして、総数が353人となっています。その中で、区分なしから区分4までと言う方が90.39%占めております。そして、区分5と6の重度の方が9.06%しかありません。軽いの方がグループホームを建てやすいというのは分かっているのですが、重度の方と言うのは今この瞬間も普通に生活していくことが難しい方ばかりで、親も非常に苦しんでいますので、重度の方のグループホームが建てやすいように建設の際に補助金が出るとか、支援員の質の向上の部分で行政からの支援を検討戴けないかと思っております。

(有川会長)

ありがとうございます。今のご意見について事務局、お願いいたします。

(事務局 高橋管理係長)

今のご意見についてですが、現段階の考え方をご説明させていただきます。富田委員のご意見のとおり軽い方を受け入れているグループホームが多く、地域移行が進まない理由の一つとして考えております。今後、重度の方を受け入れるグループホームがより運営しやすいよう、また整備しやすくなるように支援を強化していきたいと考えております。まだ、具体的にお示しはできませんが、そのような方向性で考えております。

(有川会長)

ありがとうございました。他にご意見はございませんでしょうか。意見が出揃ったようですので、このあたりで、議事（2）と議事（3）を終了させていただきます。

4. 議事（４）第５期新潟市障がい福祉計画・第１期新潟市障がい児福祉計画について

（有川会長）

それでは、議事の「（４）第５期新潟市障がい福祉計画・第１期新潟市障がい児福祉計画について」に移ります。事務局から説明をお願いします。

（事務局 田中障がい福祉課長）

議事（４）第５期障がい福祉計画及び第１期障がい児福祉計画の策定についてご説明いたします。資料４をご覧ください。

「１ 策定の趣旨」ですが、議事の（３）での説明と重なりますが障害者総合支援法第８８条第１項に基づき、市町村は、国の基本指針に即して、市町村障害福祉計画を策定する必要があり、現行の第４期計画が今年度で計画期間満了となるため、新たに次期の第５期障がい福祉計画を策定するものです。

また、平成２８年６月の児童福祉法の一部改正により、新たに市町村において、障がい児福祉計画の策定が義務付けられました。障がい児福祉計画につきましては、児童福祉法において障がい福祉計画と一体のものとして作成することができると規定されております。本市におきましては障がい福祉計画と一体のものとして作成することを、昨年度３月の障がい者施策審議会においてご了承いただいているところでございます。

次に、「２ 計画期間」ですが、平成３０年度から３２年度までの３年間の計画といたします。

続いて、「３ 策定スケジュール」です。まずこれまでの動きとして、６月から７月にかけて、障がい福祉施策に関するニーズ把握のため障がい者手帳所持者などを対象としたアンケート調査を行いました。現在集計・分析を行っているところです。アンケートの内容については、次の議事（５）において、説明をさせていただきます。

そして８月以降ですが、当障がい者施策審議会を今年度４回開催し、計画についてご審議いただきたいと考えています。まず本日、第１回の施策審議会では、現行計画の振り返りと次期計画の構成についてご審議いただき、第２回は１０月に開催し、計画の素案をお示ししてご審議をいただきます。第３回は１１月に開催し、第２回でのご意見を反映した内容をお示ししてご審議をいただき、ここでほぼ完成に近い形まで到達したいと考えております。その後１２月、議会報告とパブリックコメントを行ったうえで、２月に第４回審議会を開催し、パブリックコメントの結果とその対応についてご報告し、計画案の承認をいただけるよう進めていきたいと考えております。また、計画については、３月の社会福祉審議会でも報告させていただくことを予定しています。

続いて２ページをご覧ください。国の基本指針についてご説明させていただきます。平成２９年３月３１日付けで、国の指針が示されました。市町村が策定する障がい福祉計画は、国の

基本指針に即して策定することとなっております。

指針では、「一 基本理念」から「五 成果目標」まで項目が示されており、これが第5期計画の基本構成になります。下線を引いた項目は、実線の項目が新設されたもの、点線の項目が前期計画から内容拡充のあったものです。時間の関係もございますので、本日は新設・拡充の項目を中心にご説明させていただきます。

3ページをご覧ください。基本理念に2つの項目が新設されました。1つ目は「4 地域共生社会の実現に向けた取組」で、地域のあらゆる住民が「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいとともに創り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向けて取り組むことを盛り込みます。この中の「②地域の実情に応じた、制度の縦割りを超えた柔軟なサービスの確保等に係る取組」は、平成30年度から新たに提供が始まる「共生型サービス」が含まれます。「共生型サービス」導入により、障がいのある人が65歳になっても、介護保険サービス事業所に移行せず、使い慣れた障がい福祉サービス事業所を利用し続けることができるようになります。

2つ目は、「5 障がい児の健やかな育成のための発達支援」です。これは、①質の高い専門的な発達支援を行う障がい児通所支援等の充実、②切れ目の無い一貫した支援体制の構築、③地域社会への参加や包容の推進、の3点について、障がい児の健やかな育成を支援するための体制整備に関する取り組みを盛り込みます。

4ページをご覧ください。ここからは、各種サービスの提供体制の確保に関する「基本的な考え方」についてご説明します。まず、＜二 障がい福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的な考え方＞の中で、「4 福祉施設から一般就労への移行等の推進」についてです。就労支援については、現行計画でも記載されていますが、一般就労への移行だけでなく、その後の定着についても支援するというものです。就労移行支援等を利用して一般就労する障がい者が増加している中、就労に伴う生活上の支援ニーズが多様化していることを踏まえ、新たなサービスとして「就労定着支援」が平成30年度から新設される予定であり、障がい福祉計画においてもその内容を盛り込む必要があります。

次に、＜三 相談支援の提供体制の確保に関する基本的な考え方＞に新設された、「3 発達障がい者等に対する支援」についてです。平成28年8月に発達障害者支援法が改正され、発達障がい者の支援体制整備を計画的に図るため発達障がい者支援地域協議会の設置などが新たに規定されました。これを踏まえ、発達障がい者支援地域協議会の開催回数や発達障がい者支援センターによる相談件数などを、活動指標として計画に盛り込みます。

5ページをご覧ください。ここからは成果目標に関する事項です。1つ目は「1 福祉施設

の入所者の地域生活への移行」についてです。これは、現行計画の【時点の変更】として、成果目標の基準年度を変更するもので、これまで平成25年度末時点の施設入所者を基準としていたところ、平成28年度末時点に改めます。併せて、第4期の全国的な実績を踏まえて目標数値も見直され、地域生活への移行者と施設入所者数の削減の2つの目標について、それぞれ12%と4%から、9%と2%に下方修正されます。施設入所者の地域生活移行は、障がいの重度化や高齢化により、退所理由に占める入院・死亡の割合が高くなっており、地域生活への移行者数は全国的に減少傾向にあります。議事の(3)でご説明いたしましたとおり、新潟市においても地域生活移行がなかなか進んでおらず、入所待機者の解消も課題となっております。

次に「2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築」についてです。

精神障がい者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療、障がい福祉や介護をはじめ、地域の助け合いや教育まで、さまざまな分野が包括的に確保された地域包括ケアシステムの構築を図るため、次期計画では、新たに3つの活動指標を設定することになりました。1つ目が「市町村ごとの保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置」、2つ目が「精神病床における1年以上長期入院患者数」、3つ目が「精神病床における早期退院率」です。

次に6ページをご覧ください。「3 地域生活支援拠点等の整備」についてです。

これは、現行計画の目標年度を変更するものです。第4期障がい福祉計画において、障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、相談や緊急時の対応等の必要な機能を備えた地域生活支援拠点等を整備することになっていますが、本市を含め全国的に整備が進んでいないため、目標年度を現行の29年度末から32年度末に変更します。資料には、地域生活支援拠点等の整備手法のイメージとして、多機能拠点整備型と面的整備型の2つが記載してあります。多機能拠点整備型は、グループホームに相談や短期入所などを併設し、緊急時の受け入れなど様々な機能を持たせるものです。一方、面的整備型は、グループホームや基幹相談支援センター、相談事業所、短期入所事業所など、さまざまな既存事業所を「連携」させることで、拠点の機能を確保するというものでございます。新潟市においては、現在、「面的整備型」としての整備を検討しているところです。

次に「4 福祉施設からの一般就労への移行等」についてです。

就労支援についての項目は現行計画にもありますが、①から③までの各項目の目標数値がそれぞれ見直されました。これを拡充し、先ほどご説明した就労定着支援に関する項目が新たに④として追加され、支援開始後の職場定着率を8割以上とする目標が新たに示されています。

7ページをご覧ください。変更のあった項目の最後になりますが、「5 障がい児支援の提供体制」についてです。先ほどご説明いたしましたとおり、平成28年5月の児童福祉法の改正により「障がい児福祉計画」の策定が義務付けられたことに関連し、具体的な成果目標が示されました。1つ目は、児童発達支援センターを1か所以上設置すること。2つ目は、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築すること。3つ目は、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を1か所以上設置すること。4つ目が、たんの吸引など医療的支援を要する「医療的ケア児」が適切な支援が受けられるよう、各分野の連携を図るための協議の場を設置することが目標として設定されました。以上、国が示す基本指針をご説明させていただきました。

次回10月の審議会において、これら国が示した基本指針に基づき、本市としてどのように取り組むかなどをお示しさせていただきたいと思っております。説明は以上となります。

(有川会長)

ありがとうございました。ただいまの説明について、ご意見やご質問等ありますでしょうか。

(富田委員)

今、子どもが学齢部ですので、困っていることはないのですが、放課後等デイサービスが乱立している中で、高校を卒業してしまうと使えなくなってしまうことにすごく悩んでいます。学校と放課後等デイサービスを使えたからこそ、母親が仕事に行くことができたのに、高校を卒業してしまうと、仕事を辞めたり、時間を短縮しなければいけないということが出てくると思います。また、障がいが重度であったり、強度行動障がいというような子は、学校と放課後等デイサービスを使うことによってどうにか家庭で面倒をみることができたのですが、それもできなくなってしまう、今まで作ってきた生活が崩れてしまうということがあると思います。そのためには大人の放課後問題を解決するために、日中一時支援を活用できないか考えているところがございます。事業所が終わって3時に帰ってきて家にいる時間が増えてしまうと、行動が悪化してしまうことがありますので、事業所が終わった後の特に一人で留守番ができないような重度の障がい者が、夕方過ごすような場の環境整備を検討していただきたいと思います。

(有川会長)

ありがとうございました。事務局、回答をお願いします。

(事務局 杉本介護給付係長)

今、富田委員がおっしゃっていただいた問題というのは、前から問題になっている「2時間問題」の部分だと思います。この問題につきましては、全国的にも課題となっていて、二十一大都市心身障害者（児）福祉主管会議の中で生活介護の加算の充実など国に要望している

ところでございます。今後、生活介護の施設や各区とも連携しながら対応していきたいと思っております。

(有川会長)

ありがとうございました。他にございますのでしょうか。意見が出揃ったようですので、ここで議事(4)を終了します。

4. 議事(5) 障がい者計画に係るアンケート調査について

(有川会長)

議事の「(5) 障がい福祉施策に関するアンケート調査について」に移ります。事務局から説明をお願いします。

(事務局 田中障がい福祉課長)

つづきまして、議事(5) 障がい福祉施策に関するアンケートについてご説明いたします。資料5をご覧ください。次期計画の策定に向け、6月から7月にかけて2種類のアンケート調査を行いました。

1つ目は、①の「障がい者手帳所持者等を対象としたアンケート」です。表の見方は、「母数」が手帳等を持っている人の全体数、「対象者」が母数から抽出したアンケート対象者です。各種障がいについて、それぞれ約1割の方を抽出し、合計4,914人にアンケートを送付し、そのうち2,661人の方からご回答いただきました。回収率は54.2%で、3年前に実施した際とほぼ同じ結果です。

2つ目は、②の「市内の特別支援学校、特別支援学級等に在籍している児童・生徒等を対象としたアンケート」です。これは、障がい児福祉計画を策定するうえで必要なニーズ把握のため、今回初めて実施したものです。市内の特別支援学級、通級指導教室、特別支援学校、そして児童発達支援センター(こころん)の利用者を対象とし、原則として、それぞれの総児童・生徒数から約1割を抽出し、アンケートを送付しました。なお、児童発達支援センター(こころん)利用者のみ、通所支援を利用している児童と、期間中に相談支援を利用した児童全員に調査を行いました。全体として、350人にアンケートを送付し234人からご回答いただいております。回収率は66.9%となっております。

次のページ以降は、実際に送付したアンケートです。調査結果につきましては、現在集計中ですので、次回の審議会でご説明させていただきます。説明は以上です。

(有川会長)

ありがとうございました。ただいまの説明について、ご意見・ご質問等ありますでしょうか。

具体的な結果につきましては次回と言うこととなりますので、アンケートの内容等をご確認いただきたいと思います。これで議事(5)を終了します。以上で、予定された議事について

は終了いたしました。

5. 報告事項（1）平成29年度障がい福祉関連予算について

（有川会長）

続いて、次第の「5 報告事項」に移ります。報告事項は2つあります。まず（1）の平成29年度障がい福祉関連予算について、事務局から説明をお願いします。

（事務局 田中障がい福祉課長）

報告事項（1）平成29年度 障がい福祉関連予算についてご説明いたします。参考資料4をご覧ください。

まず、平成29年度の障がい福祉課予算は、192億5,573万円で、前年度に比べ10億5,231万円の増で、率にして5.8%増となっております。主な理由としましては、放課後等デイサービスなどの通所施設やグループホームの利用にかかる介護給付等事業の増、それから、就労移行支援などの就労支援事業の増によるものです。なお、本市の一般会計歳出予算3,975億円に占める割合としては、4.9%となっており、下の円グラフでは民生費の中に含まれます。

続きまして、2ページ目、「平成29年度 障がい福祉課主要事業」についてご説明いたします。まず「（1）共に生きるまちづくり条例関連事業」です。主な事業内容としては、条例周知に係る研修会・講習会を積極的に開催するとともに、障がい等を理由とした差別解消に向けた協議提案を行う条例推進会議を開催し、条例や障がいに対する理解を深める取組みの実施などです。

次に、「（2）障がい者基幹相談支援センター事業」です。基幹相談支援センターは市内に4ヶ所設置されており、本市の相談支援の中核として、障がいのある方が安心して地域で暮らせるよう、様々な相談に対応しています。主な事業内容は、①一般相談、②地域の相談支援体制の強化に関する取組み、③地域移行・地域定着の促進への取組み及び支援、④権利擁護・虐待防止、⑤障がい児等療育支援、⑥共に生きるまちづくり条例に係る相談機関の業務などです。相談実績は、平成28年度で延べ2万8,625件の相談に対応しており、前年度と比べ12%、約3,000件増加しています。なお、相談の障がい種別の内訳といたしましては、全体の相談件数のうち、精神障がいのある方からの相談が約50%となっており、また障がい児だけで見た場合は、知的障がいのある方からの相談が約49%となっております。

続いて、3ページの「（3）強度行動障がい者（児）支援職員育成事業」です。事業の概要は、強度行動障がい者（児）支援に係る事業所及び職員の育成を図り、強度行動障がい者（児）及びその家族が安心して暮らせる環境を整えることです。主な事業内容としては、「県研修受講料等補助」として、新潟県が実施している「強度行動障がい支援者養成研修」の受講費用の補助、

2つ目の「実地研修開催委託」として、強度行動障がい者（児）の支援実績を有する事業所への委託による実際の支援現場における研修会の開催、3つ目の「実地研修受講補助」として、2つ目で説明した実地研修への参加経費補助を行っています。なお、平成28年度の実績といたしましては、県主催の研修会は97人の方が修了され、市が実施する実地研修につきましては25人の方が参加しました。

続いて、「(4) 介護給付等関連事業」です。事業の概要としては、障がい者の日常生活を支援するために必要な介護サービスを提供し、地域で自立した生活の推進を図るものでございます。主な事業の内容としては、訪問系サービス、日中活動系サービス、居住系サービスなど、障がいのある方の各種サービス利用に係る経費を各事業所に支払うというものです。この事業費で、障がい福祉課全体予算の約65%を占めており、年々事業費は増加しています。特に、居宅介護などの訪問系サービス、就労継続支援や放課後等デイサービスは、事業所の充足に伴い利用者が増加し、費用も大きく伸びています。

続いて、4ページの「(5) 農業を活用した障がい者雇用促進事業」です。事業の概要としては、「新潟市障がい者あぐりサポートセンター」を運営するとともに、障がい福祉施設へ農作業を委託した農家に対する助成を行うなど、障がいのある人の就農を促進することで、地域特性を活かした職域の拡大を図るものです。

主な事業内容は、新潟市障がい者あぐりサポートセンターによる労働力不足の農家と就労希望者のマッチングを行うなど、農家と福祉施設の活動のコーディネートや、障がい福祉施設へ農作業を委託した農家に対し、委託費用の一部として1日3,000円を助成する「施設外就農助成制度」の実施、農福連携セミナー開催による先進的な取組みの周知、などを行います。

続いて、「(6) 社会福祉施設等整備費補助金」です。事業の概要としては、社会福祉法人等による施設整備や施設の防犯対策に対し補助を行うというもので、毎年、各法人に希望調査を行い、整備希望が出されたものの中から、その内容や市の予算状況に応じて補助対象を決定しています。今年度の内訳は、平成28年度補正予算の繰り越しによる整備分として、グループホームが19人分、短期入所が19人分、それからスプリンクラー整備が1施設分のほか、平成29年度当初予算による整備分として、施設の防犯対策強化のため行う防犯カメラ等の設置について6施設分に対し補助を行います。説明は以上でございます。

(有川会長)

ありがとうございました。ただいまの説明について、ご意見やご質問等ありますでしょうか。

(丸山委員)

最後の(6)施設整備等整備費補助につきまして、平成28年度の整備実績のうち、グループホームにどれだけ予算が付いているか教えていただけないでしょうか。

(事務局 高橋管理係長)

平成28年度実績ですと、児童発達支援分の約3,100万円、短期入所併設のグループホームが3,300万円をそれを除いた残りの額が全てグループホームとなっており、7棟整備したことになります。

(丸山委員)

わかりました。ありがとうございました。

(有川会長)

他にございませんでしょうか。他になければ、次の(2)共生のまちづくり条例に係る周知状況等について、事務局から説明をお願いします。

5. 報告事項(2) 共生のまちづくり条例に係る周知状況等について

(事務局 田中障がい福祉課長)

「報告事項(2) 共生のまちづくり条例に係る周知状況等について」ご報告いたします。参考資料5をご覧ください。

はじめに「1. 条例研修会等の実施」についてです。昨年の4月に施行しました「共生のまちづくり条例」に関して、条例施行初年度として研修会の実施に力を入れてきました。障がい福祉課職員と基幹相談支援センター職員が共同して研修を実施し、イベント等でのチラシ配布も併せると、合計135回、延べ約23,000人に対し、条例が施行されたこととその内容について周知を図りました。なお、今年度も、すでに20回以上、約2,000人に対し同様の研修を行っております。

次に「2. 市報、イベント等での周知啓発の実施」についてです。市報を活用し、条例の周知を図るとともに、有識者4人の方からのコラムも掲載し「障がいや障がいのある人の人権」について啓発を行いました。なお参考として、この資料の5ページから7ページに掲載しております。また、毎年12月の障がい者週間に合わせて実施している「まちなか障がい福祉フェス」などのイベントでの周知や、JOINやこころの健康センターにおいて、発達障がい、精神障がいへの理解を深めるための各種市民向けの講座を開催しました。

次に、「3. 障がい等を理由とした差別相談対応」についてです。昨年度、1年間で46件の相談に対応しました。これらについては、障がい福祉課及び基幹相談支援センターにおいて、相談を受け付け、差別的な対応をしたと思われる相手方に対し、相談内容を伝えるとともに助言等を行いました。相談のあった事案全てについて、相談者及び相手方のご理解をいただいております。相談対応は普及啓発のために行っているものではありませんが、こうした1件1件の積み重ねも、障がい者差別解消に向けた取り組みとして大変重要なものと考えております。相談者の障がい種別の内訳をみますと、身体障がいが一番多く、18件と全体の39%を占めます。次いで知的障がい9件、精神障がい4件など、ご覧のとおりとなっております。

「その他」は、事業者や支援者からの相談などが含まれます。なお、一番多い身体障がいの内訳としては、視覚障がいのある方からの相談が一番多くなっております。

なお、資料にはありませんが、条例に基づき設置する条例推進会議の開催状況について、参考にご報告します。今年の6月に、条例推進会議を開催し、今後の取り組みの方向性について委員の皆さまからご意見を頂戴しました。条例推進会議の委員の皆さまから多く出た意見として、「条例が施行し1年が経過したが、特に変わったことはない」「周知が不足している」「一般市民の理解が進んでいない」などの意見がありました。これらの内容を踏まえ、昨年度より行っている条例研修については、継続して実施するとともに、今年度は、障がいへの関心がない人への働きかけを強化するとともに、各団体で行われている取り組みを連携させ、障がいのある人とない人との交流やふれあいの場を多く作っていきます。また、具体的な取り組みの検討を行うため、障がい福祉施設や支援者団体などから構成するワーキンググループを立ち上げ、検討を行っていきます。検討内容や取り組みの状況については、当審議会においてもご報告させていただきたいと思っております。

(事務局 高橋管理係長)

それではまだお時間がございますので、これまでに相談対応させていただきました事例につきまして、主なものを紹介させていただきます。参考資料5の2ページをご覧ください。

事例①です。相談者の方は視覚障がい者の方でした。

全盲の視覚障がい者Aさんが、クレジットカードの作成に係る申請書の代筆を行員に依頼したが断られた。これは合理的配慮の不提供にあたるのではないかという相談がございました。この事例につきましては、銀行員2人が立ち会い、妻が代筆することを条件に、代筆によるクレジットカードの作成が認めらるというところまで調整をさせていただきました。

次に事例の②です。これも視覚障がいのある方からの相談でした。

飲食店に入ろうとしたところ、盲導犬の同伴を理由に入店を断られた。これは不利益な取り扱いに当たるのではないかという相談が寄せられました。これにつきましては、飲食店に対し、身体障害者補助犬法及び条例に違反することを伝え、今後は盲導犬を同伴する障がいのある人を受け入れることになりました。

次に事例の③ですが、これも視覚障がいのある方からの相談でした。

アパートを探していて、3階の角部屋が気に入ったため、入居を申し込んだところ「冬期になると階段が凍るので危険」と断られた。また、「連帯保証人不要」とホームページに記載されているにも関わらず、連帯保証人を付けるよう条件を出された。このような対応は差別にあた

るのではないかという相談があり、対応させていただきました。不動産会社に事実確認に行きまして、不動産会社がアパートのオーナーに確認をした際に、オーナーから「冬期になると階段が凍るので危険」という理由で断りの連絡があったんですけれども、不動産会社を通じオーナーに連絡を取ってもらったところ、オーナーの了解が得られ、入居できることになった。連帯保証人についても、条例の趣旨を説明したところ、連帯保証人なしでも借りられるということまで調整をさせていただきました。

次に事例の④です。これは、肢体不自由、車いす利用者の方からの相談でした。

公共交通機関を利用しようとしたところ、車いす対応型の車両ではないという理由で乗車を断られた。今までは車いす非対応型の車両でも、介助者がいれば乗車させてもらっていたが、今回は介助者がいるにも関わらず乗車を断られた。これは不利益な取り扱いではないかという相談でした。この対応としまして、運行会社へ事実確認を行いました。社内の規則により「自分の足で歩いて乗れる方」という決まりがあるが、介助者がいて車いすの方を支えられる状況であれば乗車できるというものでした。今回の場合、職員の認識不足で断ってしまったが、乗車できるケースであったため、職員に対し指導を行うことになりました。このように無理解により、このような対応をしてしまうことがあるんですが、この事業者につきましては今一度周知をお願いしたところでございます。

つづいて事例の⑥です。これは知的障がいのある方からの相談でした。

移動支援によりヘルパーが院内支援を行っている際に、尿検査のための採尿を病院看護師に依頼したが断られた場合、合理的配慮の不提供に当たるのではないかという相談がありました。この対応といたしましては、本人がヘルパー又は看護師に採尿を手伝ってほしいという合理的配慮の提供を求めているのに、拒否することは合理的配慮の不提供に当たることを伝えさせていただきました。病院での採尿が困難であれば、自宅で採尿し通院時に持参する、又は指先採血による検査にするなど、別の方法で合理的配慮を提供することも考えられると助言させていただきました。病院側の理解を得られております。

次の事例の⑥です。この相談も知的障がいのある方からの相談でした。

プール利用時に急に大声を出してしまい、他の利用者から「別のプールに行ってほしい」「時間を決めて、障がい者と健常者が利用する時間を分けてほしい」と言われた。これは差別に当たるのではないかという相談でした。条例では市と事業者を対象に差別を禁止しており、一般私人の関係における差別は対象にならず、市として調整をはかることは難しいんですが、今後、障がいの特性を伝え、理解を得られるよう話し合いをしてくべきだと助言させていただきました。

た。こうしたことが少しでもなくなるよう、条例の推進について一般の方への周知を強化していきたいと思います。

つづいて最後のページ、4ページになりますが、事例⑥です。

これは福祉施設からの相談となりまして、障がい福祉施設が市内の民間施設を見学しに行こうと、事前に民間施設に問い合わせをしたところ「障がいのある方3人に対し、介助者を1人付けてほしい」と言われた。これは「不利益な取り扱い」にあたるのではないかという相談がありました。この民間施設では、以前、障がいのある人が見学に来た際に、アテンダントの女性に抱きつく等の行為があったため、「障がいのある方3人に対し、介助者を1人付けてほしい」というお願いをしていたそうです。この対応としまして、民間施設に事実確認を行いました。障がいを理由に一律に介助者を付けるよう要求することは「不利益な取り扱い」に該当することを伝え、どのような配慮が必要なのか本人や施設職人に確認するようアドバイスしました。民間施設の職員から「障がいのある人にどのような配慮が必要なのか聞くことはいけないことだと思った」「抵抗がある」という発言がありました。結果として、障がい福祉施設の職員からどのような配慮が必要なのか聞き取りを行い、見学できることになったという事例でした。

以上で事例の紹介を終了させていただきますが、冒頭の部長挨拶でございましたように、調整委員会を開くまでには至らず、市の方で調整を行うことにより相手側の理解を得られているという状況でございます。今後もこのような事例を蓄積していったって、対応力を高めていきたいと思っております。説明は以上でございます。

(有川会長)

ありがとうございました。具体的にご説明いただきました。ただいまの説明について、ご意見やご質問等ありますでしょうか。特にないようですので、これで次第の「5報告事項」を終了します。

6. その他

(有川会長)

次にその他ですが、本日、布施委員から資料の配布がありましたので、ご説明していただいでよろしいでしょうか。

(布施委員)

この場をお借りして大変恐縮なんですけど、お配りした資料について説明をさせていただきます。ご覧のとおりなんですけど、来年4月から障がい者雇用につきまして大きな変更がございます。

すので、皆様にもご承知おきいただきたく、本日資料を配布させていただきました。詳しく説明させていただきますと、精神障がいの方につきましても雇用が義務化になりました。また、それに伴いまして法定雇用率が引き上げらるということでございます。先ほど議事（3）の事務局から民間事業者の障がいへの理解を促進するという説明がありましたが、我々ハローワークとしましては事業主に対する周知啓発と、障がい者の雇用促進について力を入れていきたいと思っておりますし、今後も皆さまからのご理解とご協力をいただきたいと思っております。1ページ目は制度の変更についてですが、裏面は障がい者の仕事サポート養成講座と記載があります。2ページの下の方ですが、精神・発達障害者しごとサポートサポーターの養成についてですが、来月9月11日に新潟ハローワークにおいて講座を行います。今のところ94～5社の事業者の方からお申し込みをいただいております。最後に2ページ目の裏面ですが、助成金について記載させていただきました。先ほど議題（4）の資料4の6ページのところで、事務局から第5期計画の説明がありましたが、定着率の向上という話がありました。国としても、定着率の向上に向けて助成金を整備しておりますので、これにつきましてもご承知おきいただきたいと思っております。説明は以上です。ありがとうございました。

（有川会長）

ありがとうございます。その他、委員の皆さまから何かご意見等ございますでしょうか。

（富田委員）

障がい児支援についてですが、特別支援学校にいらっしゃる先生は専門的な知識を持っていらっしゃる方もいるのですが、中にはそうでもない方もいらっしゃいます。特に若い先生はすごく勉強されて、一人ひとりにあった支援を行ってくださるのですが、年配の先生の中には、みんな一緒とか、給食は全部食べましょうと言う方がいらっしゃって、家の中でフラッシュバックして荒れてしまうという話をよく聞きます。障がい福祉課と教育委員会と密接な連携を取って、指導や知識を共有していくことはできないのでしょうか。

（事務局 杉本介護給付係長）

次期計画に盛り込まれる医療的ケア児に関することや、障がい児支援につきましては、国の方でも検討が行われているところでございます。10月に国が開催する会議がありまして、そこには障がい福祉課だけでなく、保育課、地域医療推進課などと一緒に参加する予定であります。また、新しい協議会等の設立も考えておりますので、今後も引き続き連携を強化していきたいと考えております。また、富田委員からご意見いただいたことにつきましては、学校支援課の特別教育班に伝えておきたいと思っております。

（有川会長）

他にございますでしょうか。高井委員、お願いします。

（高井委員）

関連して障がい児支援に関することについてですが、これから障がい児福祉計画を策定するわけですが、計画に規定する障がい児の中には、特別支援学校、支援学級、通級指導教室に通っていないお子さんは含まれませんか。

(事務局 高橋管理係長)

障がい児の考え方ですが、障がい者手帳を持っていたり、今、施設を利用していないお子さんについても、日常生活の中で生きづらさなどを感じているということであれば、計画の中に含まれると考えております。具体的に想定されていることはありますか。

(高井委員)

私事ですが、うちの子はそれほど重くない発達障がい児で、診断もついております。通級指導教室に通いたくても空きがなく通えないと言われており、特別支援学級には本人や家族の意向で通わせたくないということで通わせておりません。ということで不登校という状況が続いているんですが、なかなか支援を受けれていない状況にあります。また、私は精神障がい者の団体の者ですが、精神障がいのある方の中には薬を処方されていても、手帳を持っていない方も多くいらっしゃいます。障がいのある人もない人も暮らす共生社会を目指す中で、括りのない中の方も支援していく方法を皆さんで考えていただけたらなと思っております。

(有川会長)

ありがとうございました。ソーシャルインクルージョンというものを考えていく中で、障がいの有無に関わらず、何ができるかということを考えていくことが非常に重要だと思います。今の高井委員のご意見を踏まえて、この審議会でも今後検討していきたいと思っております。次にその他ですが、事務局からほかに何かありますでしょうか。

(事務局 高橋管理係長)

今回の審議会の日程ですが、大まかな日程をお伝えさせていただきたいと思っております。まだ確定ではありませんが、10月の下旬でまた委員の皆さまに日程調整をお願いしたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

(有川会長)

ありがとうございます。それでは、平成29年度第1回の審議会は、これで終了となりますが、委員の方々がそれぞれのお立場でお気づきのこと、あるいは日常の中でお考えのことがありましたら、お手元に「障がい者施策審議会に対する意見」という用紙がございますので、現状を踏まえた意見なり、あるいは提案についてお書きいただき、提出いただけたらと思っております。皆さまにはお忙しいところ長時間にわたる会議にご出席いただきまして大変ありがとうございました。では、マイクを事務局にお返ししたいと思います。

7. 閉会

(司会)

有川会長、長時間にわたり、議事進行をいただき、ありがとうございました。また、委員の皆様も活発なご発言をいただき、ありがとうございました。事務連絡ですが、駐車券につきましては、無料処理をしてありますので、お帰りの際にお受け取りください。

以上で、平成29年度 第1回 新潟市障がい者施策審議会を終了させていただきます。本日は、お忙しい中、ご出席いただき、どうもありがとうございました。